資料10

議題１０　普通財産の貸付土地における電柱等施設の設置申請に対する取扱いについて（東海市提出）

市名	回答 （１）電柱等施設の設置申請に対する取扱い
名古屋市	現在の借地人の了承が得られた場合は、現在の借地人と変更契約（面積減）を締結し、電気通信事業者とは新規契約を締結する。なお、現在の借地人から電気通信事業者への転貸は認められない。
豊橋市	借地人の同意を得て、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ。
岡崎市	・現在の借地人と変更契約(面積減)をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ。 ※原則、既に貸付ている土地については新規の貸付をお断りしています。
一宮市	転貸禁止にしているため申請は受理しない。
瀬戸市	現担当者がわかる範囲では、すでに貸付している土地について、事前相談も含め電柱等施設の設置申請を受けたことがない。
半田市	・転貸禁止にしているため原則申請は受理しないが、現在の借地人の了承が得られた場合は、現在の借地人と変更契約(面積減)をせず、電気通信事業者の借地料は市の収入とする。
春日井市	同様の事案が発生する可能性があり、現在の借地人と変更契約(面積減)をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ予定。
豊川市	現在の借地人と変更契約(面積減)をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ。
津島市	事例はないが、現在の借地人と協議の上対応する。
碧南市	現在の借地人の判断に任せ、許可する場合、電気通信事業者の借地料は借地人の収入とする。
刈谷市	現在の借地人と変更契約(面積減)を行い、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ方向性になると考える。 電柱等の設備は借用期間が長期になると予想されるため、面積・金額も含めて権利関係は整えておきたい。
豊田市	・現在の借地人と変更契約（面積減）をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ。
安城市	転貸禁止にしているため申請は受理しない
西尾市	直近の事例はありませんが、申し出があれば、現在の借地人に確認の上、変更契約をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶことになると思います。
蒲郡市	転貸禁止にしているため申請は受理しない。
犬山市	統一的な取り扱いはありませんが、転貸禁止とはしていないため、現在の借地人から了解が得られれば当人と変更契約(面積減)をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶことになるかと思います。
常滑市	貸付中の土地上に電柱等施設の設置申請があった事例なし
江南市	現在の借地人と変更契約をしないで、電気通信事業者と新規契約を結ぶ。
小牧市	具体的な事例はありませんが、現在の借地人と変更契約(面積減)をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶことになると考えます。
稲沢市	借受人と事前に調整を行い設置の了解が得られた場合には、電気通信事業者と新規契約を結ぶ。
新城市	現在の借地人と変更契約(面積減)をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ。
東海市	議題提出市
大府市	現在の借地人と変更契約(面積減)を協議し、電気通信事業者とは新規契約
知多市	現在の借地人と変更契約（面積減）をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ。
知立市	当市では、設置申請があった場合は、電気通信事業者による電柱等施設の設置を承諾しています。 なお、借地人との貸付契約は変更せず、借地人からは従前どおり借地料を徴収するとともに、電気通信事業者からも電柱等施設の設置に係る借地料を徴収しています。
尾張旭市	賃貸借契約において転貸を禁止しているため、申請は受理しない。 同様事例の相談があった場合は、年度頭等の契約内容を変更する際、現在の借受者の面積を減少して契約し、別途電気通信事業者と契約を締結する方法を検討することが推測される。
高浜市	事例無し
岩倉市	過去に事例がないため定めていません。
豊明市	電力、固定電話線、ガス等の必須インフラ設備に関するものの場合のみ受理し、借地人との協議の上で許可する。 （インフラとして必須ではない携帯電話の電波局等の場合は受理しない）
日進市	該当なし。
田原市	現在の借地人と変更契約(面積減)をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶ。
愛西市	事例はないが、転貸となるため申請は受理しない。
清須市	・転貸禁止にしているため申請は受理しない。
北名古屋市	前例はありませんが、当市では市有地内に電柱を設置しないようにしているため、現状有姿のまま貸付することを前提としています。
弥富市	貸付土地における電柱等施設の設置申請なし
みよし市	近年、新規の申請事例がない 従前の契約を踏襲し、単価の見直しがあった場合、各契約単価の変更契約のみ実施する
あま市	事例がないことから、現状そういった場合の対応を想定できておりませんが、基本的には現在の借地人と変更契約(面積減)をし、電気通信事業者とは新規契約を結ぶことになるかと思われます。
長久手市	事例はないが、借地人と協議のうえ取扱いを決める。